

令和2年3月6日

全国児童発達支援協議会
会長 加藤 正仁 様

厚生労働省
社会・援護局障害保健福祉部
企画課
障害福祉課
精神・障害保健課

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について（協力依頼）

貴団体におかれては、平素から障害保健福祉行政の適切な運用にご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（別添1。以下「方針」という。）においては、「令和2年度に実施するマイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策」と、令和3年3月から本格運用する「マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組み」が、「円滑に実施されるよう、マイナンバーカードの普及を強力に推進する必要」があるとし、「各府省は、本方針を踏まえ、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進を強力に推進するとともに、各業所管官庁から関係業界団体等に対してマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけ、マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す」とされたところです。

その上で、昨年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」（別添2。以下「骨太方針」という。）においては、方針に基づき、「安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、」 「マイナンバーカードの普及を強力に推進する」とされています。

以上を踏まえ、内閣官房より、「マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけ」について依頼がありました。

つきましては、下記の要領で、貴団体の会員事業者に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1) 呼びかけに係る通知のひな形を用意しましたので、ご活用下さい（別添3）。
通知のひな形は、そのまま、貴団体の会員様へ発出いただけるよう、作成していますのでご自由にご活用下さい。
なお、貴団体等の実態にかんがみ、適宜修正いただいても結構です。
また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。

2) 以下のマイナンバーカードに関するチラシ・ポスター・リーフレット等を準備いたしましたので、通知発出の際にご活用いただけますと幸いです。

- ・チラシ「メリットいっぱい、マイナンバーカード」
- ・ポスター「これからは手放せない！マイナンバーカード」
- ・リーフレット「持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性」
- ・リーフレット「つくってみよう！マイナンバーカード」
- ・リーフレット「こんなとき あってよかった！マイナンバーカード」
- ・リーフレット「マイナンバーカードの健康保険証としての利用」

(ポスター・リーフレット掲載先：

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/ad/file.html#contents/>)

3) 今後、貴団体及び貴団体の会員の皆様方に「マイナンバーカードを取得することによる利便性の向上」や「マイナンバーカードの安全性・申請方法」等に関して説明の機会（総会等の場を想定）及び、「マイナンバーカードの取得状況」や「利活用の展望」等に関するアンケート調査を実施させていただきたいと考えております。詳細につきましては、追ってご連絡いたします。

何卒、よろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】

厚生労働省情報化担当参事官室

西・杉

E-mail : my-number@mhlw.go.jp

令和元年 月 日

〈業所管団体等会員〉
会員各位

〈業所管団体等〉
一般社団法人 ○○○
会長 ○○○

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の呼びかけについて（協力依頼）

貴社におかれては、平素から○○○、厚く御礼を申し上げます。

さて、本年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（別添1。以下「方針」という。）においては、「令和2年度に実施するマイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策」と、令和3年3月から本格運用する「マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組み」が、「円滑に実施されるよう、マイナンバーカードの普及を強力的に推進する必要」があるとし、「各府省は、本方針を踏まえ、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進を強力的に推進するとともに、各業所管官庁から関係業界団体等に対してマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけ、マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す」とされたところです。

その上で、本年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」（別添2。以下「骨太方針」という。）においては、方針に基づき、「安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、」 「マイナンバーカードの普及を強力的に推進する」とされています。

以上を踏まえ、○○課長から、○○○の依頼がありました。

つきましては、下記の要領で、貴社の従業員等に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について、呼びかけを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1) 呼びかけに係る資料を用意しましたので、ご活用下さい（チラシ「メリットいっぱい、マイナンバーカード」）。
資料は、そのまま、貴社のイントラネットへ掲載いただいたり、社員に対しメール添付でお知らせいただけるよう、作成しています。ご自由にご活用下さい。
- 2) 関連する以下のポスター、リーフレット等の電子媒体も併せてお送りしますので、ご自由にご活用ください。
 - ・ポスター「これからは手放せない！マイナンバーカード」
 - ・リーフレット「持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性」

- ・リーフレット「つくってみよう！マイナンバーカード」
 - ・リーフレット「こんなとき あってよかった！ マイナンバーカード」
 - ・リーフレット「マイナンバーカードの健康保険証としての利用」
- (ポスター・リーフレット掲載先：

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/ad/file.html#contents/>)

- 3) 呼びかけは、速やかに実施頂ければ幸いです。
- 4) 国では、市区町村職員が会社等に赴き、マイナンバーカードの交付申請の受付を行う（本人確認も含む）方式を用意しています。ご興味がある社におかれては、市区町村のマイナンバーカード担当課に御相談下さい。
- 5) 以上のほか、貴社の実情に応じ、従業員等に対して効果的な呼びかけ等を行っていただければ幸いです。

何卒、よろしくお願いたします。